

社会保障・税番号(マイナンバー)
制度における
SAtOの視点

yoshihiro.com

佐藤 慶浩

twitter.com/4416sato

発表者紹介

yoshihiro.com
twitter 4416sato

佐藤 慶浩(さとう よしひろ)

日本ヒューレット・パッカード 個人情報保護対策室 室長
(併任)内閣官房 情報セキュリティ指導専門官

社外活動

JIPDEC プライバシーマーク運営要領改正委員会 委員
(社)コンピュータソフトウェア協会 プライバシーマーク審査判定委員会 委員
JIPDEC ISMS適合性評価制度技術専門部会 委員
杉並区 住基ネット運用監視委員会 委員

目次

yoshihiro.com
twitter 4416sato

現状の流れの中での論点

そもそも論としての論点

その他もろもろ

2011年7月30日

Copyright 2011 佐藤慶浩

スライド 3

現状の流れの中での論点

現状の流れの中での論点

現状の流れの中での論点 A1. 個人情報取扱主体の単位

yoshihiro.com
twitter 4416sato

第2回社会保障分野サブWG(5月10日)佐藤意見書から抜粋

政府が個人情報を取り扱う場合の
取り扱い主体としての単位は、
業務なのか、
省庁なのか、
省なのか、
中央省庁全体なのか、
自治体も含む政府機関全体なのか？

参考: 民間部門の場合には、単一ブランドとして事業するグループ会社であっても、法人格の単位。逆に、単一法人格内であれば、異業種部署であっても、個人情報取得時の利用目的の範囲内であれば、単一主体とされている。

2011年7月30日

Copyright 2011 佐藤慶浩

スライド 6

現状の流れの中での論点

yoshihiro.com

twitter 4416sato

A5. 個人情報提供主体の関与度合い

第2回社会保障分野サブWG(5月10日)佐藤意見書から抜粋

電子行政についてのワークフローの起点を観点にした以下のような類型はあるか？

- (a) 本人随時申請事務(例: パスポート申請)
- (b) 行政指示に基づく本人申請事務(例: 所得税確定申告)
- (c) 本人以外の申請事務(例: 医療?)
- (d) 行政側不定期事務(例: ?)
- (e) 行政側定期的事務(例: 固定資産税納付通知)

これらの事例を分けて検討しないと、アクターの視点が抜けてしまうので抽象的で総論的な意見になってしまうのではないか。

2011年7月30日

Copyright 2011 佐藤慶浩

スライド 7

現状の流れの中での論点

yoshihiro.com

twitter 4416sato

A3. 提供主体と取扱一連主体の関係

第2回社会保障分野サブWG(5月10日)佐藤意見書から抜粋

ワンストップサービスの運用は、どのような業務の組み合わせと考えているのか？

たとえば、パスポートの申請において、住民票を本人が取得、持参、提出しなくてよいサービスを考えて場合に、

まず、窓口業務としての問題整理としては、

- (a) 外務省が住民票の取得主体となって自治体から取得するのか
- (b) 申請者本人の代理として、外務省が取得するのか(このとき、先の「取り扱い主体の単位」が影響する)
- (c) 住民票の取得ではなく参照という新たなモデルで提出を省略するのか
- (d) それ以外のモデルなのか？

2011年7月30日

Copyright 2011 佐藤慶浩

スライド 8

現状の流れの中での論点

yoshihiro.com

twitter 4416sato

A3.提供主体と取扱一連主体の関係

第2回社会保障分野サブWG(5月10日)佐藤意見書から抜粋

ワンストップサービスの運用は、どのような業務の組み合わせと考えているのか？

たとえば、パスポートの申請において、住民票を本人が取得、持参、提出しなくてよいサービスを考えて場合に、

窓口業務としての問題整理を踏まえた

電子行政システムとしての問題整理としては、

(1) 申請受付機器の所管と、申請受理業務の所管との関係は？

(2) 申請受付機器は本人の代理人となり得るのか？

(3) 申請受付機器が参照する動作と、それを所管する者が参照できることを区別するのか？(参考:経済産業省の民間における個人情報匿名化検討では区別できるという解釈あり)

2011年7月30日

Copyright 2011 佐藤慶浩

スライド 9

現状の流れの中での論点

yoshihiro.com

twitter 4416sato

A1, A5, A3

SAtOの視点

Subject どんな主体が

Accesses どんなアクセスを
to

Object どんな客体に

2011年7月30日

Copyright 2011 佐藤慶浩

スライド 10

現状の流れの中での論点

yoshihiro.com
twitter 4416sato

2011年7月30日

Copyright 2011 佐藤慶浩

スライド 11

現状の流れの中での論点

目次

yoshihiro.com
twitter 4416sato

現状の流れの中での論点

そもそも論としての論点

その他もろもろ

2011年7月30日

Copyright 2011 佐藤慶浩

スライド 13

そもそも論としての論点

そもそも論としての論点

そもそも論としての論点

yoshihiro.com
twitter 4416sato

A4.本人確認は付加機能でよいのか？

第2回社会保障分野サブWG(5月10日)佐藤意見書から抜粋

全国民に配布されるカードを本人確認に使うということならば、「国民身分証明書」という観点での議論はされていないのか？

番号を確認するカードに、本人を確認する機能が付加しているという議論は、順番が逆ではないか？

本人を確認する証を配布するにあたって、それに番号を記載するかという順番もあり得るのではないか？

配布の対象者は誰か？

その他

そもそも論としての論点

yoshihiro.com

twitter 4416sato

A2.「名寄せ」課題を先送りしてよいのか？

第2回社会保障分野サブWG(5月10日)佐藤意見書から抜粋

「付番」や「番号制」の議論と並行あるいは先行して、「名寄せ」の観点の議論はされているのか？

(1) 番号制導入の最初に、大規模の名寄せ作業を実施するが、その運用はどのように考えられているのか？

(2) 電子計算機で処理する際に、複数の文字コード体系を利用していることや、外字コードを利用していることなどの課題は、政府としての問題意識と解決のための検討の状況は、どのようになっているのか？

2011年7月30日

Copyright 2011 佐藤慶浩

スライド 17

そもそも論としての論点

yoshihiro.com

twitter 4416sato

A2.「名寄せ」課題を先送りしてよいのか？

第2回社会保障分野サブWG(5月10日)佐藤意見書から抜粋

「付番」や「番号制」の議論と並行あるいは先行して、「名寄せ」の観点の議論はされているのか？

(3) たとえば、戸籍と住民基本台帳との差異については、現状では統計的な問題であるが、名寄せした結果の個別具体的な問題について、(法的にも)どのように位置づけて、どのような処理をするのか？

(4) 「名寄せ」に関連して、同姓同名率の定量的データはあるのか？それに、生年月日(年を含む場合と月日だけの場合)、出生地(都道府県程度)を付加すると、特定可能率はどのように変化するのか？(仮にないなら、国民の氏名情報を保有しているいずれかのデータベースで構わないので確認できないか？)

2011年7月30日

Copyright 2011 佐藤慶浩

スライド 18

そもそも論としての論点

yoshihiro.com

twitter 4416sato

A2.「名寄せ」課題を先送りしてよいのか？

第2回社会保障分野サブWG(5月10日)佐藤意見書から抜粋

「付番」や「番号制」の議論と並行あるいは先行して、「名寄せ」の観点の議論はされているのか？

(5) あらかじめ名寄せして番号で管理する状態になると、個々のデータのアクセスの監視という膨大な処理が必要となるが、必要なときに必要な範囲での名寄せをするのであれば、名寄せの監視という単純な処理でもできることがある。これらのトレードオフについて、定量的な議論がされているか？

2011年7月30日

Copyright 2011 佐藤慶浩

スライド 19

そもそも論としての論点

yoshihiro.com

twitter 4416sato

2011年7月30日

Copyright 2011 佐藤慶浩

スライド 20

そもそも論としての論点

目次

yoshihiro.com
twitter 4416sato

現状の流れの中での論点

そもそも論としての論点

その他もろもろ

その他もろもろ

その他もろもろ

その他もろもろ 意見書のC#

yoshihiro.com
twitter 4416sato

第2回社会保障分野サブWG(5月10日)佐藤意見書から抜粋

- C1 1対Nアクセスのアクセス起点
- C5 処方箋 → 医療における個人情報保護法に期待
- C6 「しようとならばできる」と「していない」の区別
- C9 代理人による手続きの想定
- C16 住民基本台帳ネットワークの運用検証
- C23 アクセスログにおけるアクセスの適否確認方法

2011年7月30日

Copyright 2011 佐藤慶浩

スライド 25

アクセス 日時	アクセス者 職員番号	被アクセス者 マイナンバー	保有 機関	参照項目
07301552	024715	02903245	0284	氏名
07301552	052933	02903245	0602	住所
07301552	024715	02903245	0284	所得
07301553	018392	02903245	0072	氏名
07301553	024715	02903245	0284	住所
07301553	024715	02903245	0284	扶養控除
07301614	028105	02903245	0284	氏名
07301614	018392	02903245	0072	源泉徴収
07301628	024715	02903245	0537	出生地
07301628	024715	02903245	0319	氏名
07301642	028105	02903245	0404	医療控除

アクセス目的	手続き種別	第三者機関PIA状態
扶養手当支給算定	行政月次	検証済
固定資産税額算定	行政年次	検証済
健保組合変更手続	代理申請	検証済
子供手当て支給	行政月次	検証中
パスポート申請	本人申請	検証済
医療費支給	行政随時	検証済
不明	その他	未検証
扶養手当支給算定	行政月次	検証済
子供手当て支給	行政月次	検証中

アクセス目的	手続き種別	第三者機関PIA状態
扶養手当支給算定	行政月次	検証済
固定資産税額算定	行政年次	検証済
健保組合変更手続	代理申請	検証済
子供手当て支給	行政月次	検証中
パスポート申請	本人申請	検証済
医療費支給	行政随時	検証済
不明	その他	未検証 ←
扶養手当支給算定	行政月次	検証済
子供手当て支給	行政月次	検証中

アクティブ型
潜在リスク

パッシブ型
検出

F/Wログ → IDS → IPS

アクセス目的	手続き 種別	第三者機関 PIA状態
扶養手当支給算定	行政月次	検証済
固定資産税額算定	行政年次	検証済
健保組合変更手続	代理申請	検証済
子供手当て支給	行政月次	検証中
パスポート申請	本人申請	検証済
医療費支給	行政随時	検証済
不明	その他	未検証
扶養手当支給算定	行政月次	検証済
子供手当て支給	行政月次	検証中

アクセスログにも SAtoの視点

その他もろもろ 意見書のC#

yoshihiro.com
twitter 4416sato

- C1 1対Nアクセスのアクセス起点
- C5 処方箋 → 医療における個人情報保護法に期待
- C6 「しようとならばできる」と「していない」の区別
- C9 代理人による手続きの想定
- C16 住民基本台帳ネットワークの運用検証
- C23 アクセスログにおけるアクセスの適否確認方法

でも、やっぱり、そもそも・・・

役人が役所言葉で書く、有識者から政府への提言書

<http://yoshihiro.cocolog-nifty.com/postit/2011/06/post-3f28.html>